



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第2号)	2299
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第3号)	2299
◇川崎市職員定数条例の一部を改正する条例(第4号)	2299
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第5号)	2299
◇川崎市コミュニティセンター条例(第6号)	2300
◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例(第7号)	2302
◇川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例(第8号)	2302
◇川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例(第9号)	2302
◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第10号)	2302
◇川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(第11号)	2303
◇川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例(第12号)	2306
◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第13号)	2307
◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第14号)	2308
◇川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例(第15号)	2308
◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条	

例の一部を改正する条例(第16号)	2308
◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第17号)	2309
◇川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例(第18号)	2309
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第19号)	2309
◇川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例(第20号)	2310
◇川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例(第21号)	2310
◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例(第22号)	2310
◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(第23号)	2311
◇川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例(第24号)	2311
◇川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例(第25号)	2312
◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第26号)	2312
◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第27号)	2315
◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第28号)	2316
◇川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第29号)	2317
◇川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第30号)	2319
◇川崎市障害者支援施設の設備及び運	

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第20号)	2403	例施行規則の一部を改正する規則(第37号)	2445
◇川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(第21号)	2403	◇川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(第38号)	2446
◇川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(第22号)	2406	◇川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(第39号)	2446
◇川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則の一部を改正する規則(第23号)	2406	◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第40号)	2447
◇川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第24号)	2406	◇川崎市建築基準法施行細則及び川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第41号)	2447
◇川崎市立看護短期大学学則及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例施行規則を廃止する規則(第25号)	2422	◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第42号)	2451
◇川崎市立看護大学奨学金条例施行規則の一部を改正する規則(第26号)	2422	◇危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則(第43号)	2451
◇川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例施行規則及び川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会規則を廃止する規則(第27号)	2422	◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第44号)	2451
◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第28号)	2422	告 示	
◇川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則(第29号)	2435	◇自転車等の撤去と保管(第107号)	2456
◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則(第30号)	2435	◇道路区域の変更(第108号)	2456
◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(第31号)	2435	◇市道路線の認定(第109号)	2456
◇川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第32号)	2437	◇道路区域の決定(第110号)	2457
◇川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則(第33号)	2437	◇道路の供用開始(第111号)	2457
◇川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(第34号)	2445	◇市道路線の廃止(第112号)	2458
◇川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則を廃止する規則(第35号)	2445	◇道路区域の変更(第113号)	2458
◇川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則(第36号)	2445	◇道路区域の変更(第114号)	2458
◇川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第37号)	2445	◇道路区域の変更(第115号)	2458
		◇道路の供用開始(第116号)	2459
		◇道路区域の変更(第117号)	2459
		◇道路の供用開始(第118号)	2459
		◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第119号)	2459
		◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第120号)	2459
		◇議決された予算の公表(第121号)	2462
		◇指定障害児通所支援事業者の指定(第122号)	2534
		◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第123号)	2534
		◇特例道路占用区域の指定(第124号)	2534
		◇自転車等の撤去と保管(第125号)	2536
		◇道路区域の変更(第126号)	2536
		◇道路の供用開始(第127号)	2536
		◇道路区域の変更(第128号)	2536
		◇道路の供用開始(第129号)	2537

附 則
(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条の次に14条を加える改正規定(第37条第2号及び第3号に係る部分に限る。)は、令和9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日から起算して21日が経過する日までの間に、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知がされた川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。)第25条第1項に規定する特定建築物の新築等に係る条例第25条第4項の規定による提出に係る改正後の規則第27条の規定の適用については、同条中「当該特定建築物の新築等に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに」とあるのは、「令和7年4月1日以降速やかに」とする。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第20号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号ウ中「発電所」を「発電業」に改め、同号エ中「ガス製造工場」を「ガス製造業」に改める。

第14条第1項第3号中「発電所」を「発電業」に改め、同項第4号中「ガス製造工場」を「ガス製造業」に改める。

第47条第1項第10号に次のように加える。

エ 介護医療院

別表第11六価クロム化合物の項中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同表備考第7項第5号中「規格K0102の65.2.1」を「規格K0102-3の24.3.1」に、「規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65.1」を「規格K0102-3の24.3.3.4のb)及び規格K0102-3の24.2」に、「規格K0102の65.2.6」を「規格K0102-3の24.3.2」に、「測定」を「検定」に改める。

別表第16六価クロム化合物の項中「0.05ミリグラム」を「0.02ミリグラム」に改め、同表備考第3項第5号中「規格K0102の65.2(」を「規格K0102-3の24.3(」に、

「規格K0102の65.2.7」を「規格K0102-3の24.3.3及び24.3.7」に、「規格K0102の65.2.6」を「規格K0102-3の24.3.2」に、「より」を「おいて」に改める。

附 則
(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる基準とする。
- 前項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。
- この規則の施行の際現に設置されている事業所(設置の工事がされているものを含む。)に係る六価クロム化合物に関する排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和6年9月30日(この規則の施行の際に設置されている水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設(設置の工事がされているものを含む。)を設置する特定事業場(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項に規定する特定事業場をいう。)にあつては、令和7年3月31日)までの間は、改正後の規則別表第11の規定及び附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表(附則第2項関係)

排水指定物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物	電気めっき業	1リットルにつき 0.5ミリグラム

備考 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該事業所に係る排水に含まれる六価クロム化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。

2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第5号に定めるところによるものとする。

川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第21号

川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則